

山梨県芸術文化協会事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、山梨県芸術文化協会（以下「協会」という。）が、県内の芸術文化各分野の自主活動の強化促進と連絡協調を図り、その発展を助長するとともに、芸術文化の振興と県民文化の高揚に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の取り扱いについては、この要綱の定めるところとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助対象事業並びにこれらに対する補助対象経費は別表に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第3条 補助金額は予算の範囲内で知事が定める。

(申請の手続き)

第4条 この補助金の交付を受ける時は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付を決定し、交付決定通知書（様式2）により通知する。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金の交付を受けた後、その内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業内容変更等承認申請書（様式3）により知事の承認を受けなければならない。

ただし、交付決定された補助金の額に変更をきたさない軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助金交付の方法)

第7条 この補助金は概算払とすることができる。この場合において、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式4）を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第8条 協会は、補助事業が完了したとき、又は、補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(様式5)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協会に通知(様式6)するものとする。

(証拠書類の整備及び保管)

第10条 協会は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、事業完了の日の属する年度の終了後から5年間保管しておかなければならない。

付則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

別表

| | 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|-------------|--|------------------------------------|
| 山梨県芸術文化協会事業 | 芸術文化講習会 機関誌の発行 指導者派遣事業 会員研修会 県民文化祭先進地視察及び検討 芸術文化普及・交流促進事業 | 報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、賃金 |

(様式1)

芸文協第 号
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

山梨県芸術文化協会
会長

令和 年度山梨県芸術文化協会事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県芸術文化協会事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画 別紙のとおり
- 3 収支予算額 別紙のとおり

(様式2)

文化第 号
令和 年 月 日

山梨県芸術文化協会
会 長

殿

山梨県知事

令和 年度山梨県芸術文化協会事業費補助金
の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け芸文協 第 号で申請のあった令和 年度山梨県
芸術文化協会事業費補助金については、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - ① 補助金は、申請の目的以外に使用しないこと
 - ② 補助事業を中止又は廃止する場合は、知事の承認を得ること

(様式3)

芸文協第 号
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

山梨県芸術文化協会
会長

令和 年度山梨県芸術文化協会事業費補助金
事業内容変更申請書

令和 年 月 日付け文化第 号で交付決定のあった補助事業について、次の理由により事業の（変更・中止・廃止）を申請しますので、承認されるようお願いします。

理 由

(様式4)

芸文協第 号
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

山梨県芸術文化協会
会長

概算払請求書

令和 年 月 日付け文化第 号で交付決定のあった、令和 年度山梨県芸術文化協会事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

| 補助金交付 決定額 ① | 既概算払交 付額 ② | 差引額 ①－②＝ ③ | 今回概算払請 求額 ④ | 備 考 |
|----------------|---------------|---------------|----------------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |

- 3 概算払い請求の理由

- 4 支払いの方法 口座振り込み
振込先銀行名 預金種別 口座番号
口座名義

(様式5)

芸文協第 号
令和 年 月 日

山梨県知事

殿

山梨県芸術文化協会
会長

令和 年度山梨県芸術文化協会事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け文化振第 号で交付決定のあった山梨県芸術文化協会事業費補助金について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金の交付決定額
- 2 事業の実績及び補助金の精算額
- 3 事業報告書

(様式6)

文化第 号
令和 年 月 日

山梨県芸術文化協会
会長

殿

山梨県知事

令和 年度山梨県芸術文化協会事業費補助金の
額の確定について

令和 年 月 日付け 芸文協 第 号で実績報告のあった、令和 年度山
梨県芸術文化協会事業費補助金については、次のとおり確定しました。

確定額 円